「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」の改定について

平成 21 年 7 月 9 日社団法人 日本監査役協会

「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」(平成20年2月4日制定)を次のとおり改定する。

(注)修正箇所については、太下線を付し、太字で表示している。

| 新 | IΒ |
|--|-------------------------|
| 内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準 | 内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準 |
| | |
| 社団法人 日本監査役協会 | 社団法人 日本監査役協会 |
| 平成 20 年 2 月 4 日制定 | 平成 20 年 2 月 4 日制定 |
| 平成 21 年 7 月 9 日改正 | |
| | |
| 内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準の改定について | |
| 社団法人 日本監査役協会 | |
| 平成 21 年 7 月 9 日 | |
| | |
| 平成 21 年 4 月 1 日、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令(平成 21 | |
| 年法務省令第7号)が施行されたことに対応するため、平成21年7月9日に「監査委員会 | |
| 監査基準」が改定された。これに伴い、本実施基準について見直しを行い、所要の改定を行 | |
| <u>うこととした。</u> | |
| | |

内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準の制定について

社団法人 日本監査役協会 平成 20 年 2 月 4 日

(中略)

内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準

第1章 本実施基準の目的等

(目的)

第1条

本実施基準は、監査委員会監査基準(平成17年9月28日制定。平成21年7月9日最終改正)第20条第6項に基づき、監査委員会が会社の内部統制システムに関して行う監査(以下「内部統制システム監査」という)にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。

(以降略)

内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準の制定について

(中略)

内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準

第1章 本実施基準の目的等

(目的)

第1条

本実施基準は、監査委員会監査基準(平成17年9月28日制定。平成19年5月10日 最終改正)第20条第6項に基づき、監査委員会が会社の内部統制システムに関して行う 監査(以下「内部統制システム監査」という)にあたっての基準及び行動の指針を定め るものである。

(以降略)

以上